

(仮称) 大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業  
実施方針

平成 27 年 5 月

大磯町



# 目 次

## 用語の定義

<b>1 特定事業の選定に関する事項</b> .....	1
1-1 事業内容 .....	1
1-2 特定事業の選定 .....	3
1-3 民間事業者が実施する業務の範囲 .....	3
1-4 町が実施する業務の範囲 .....	5
<b>2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	6
2-1 募集及び選定スケジュール（予定） .....	6
2-2 応募者の参加資格要件 .....	6
2-3 民間事業者の審査及び決定 .....	10
2-4 応募に係る提出書類 .....	11
2-5 優先交渉権者決定後の手続き .....	12
2-6 提出書類の取扱い・著作権 .....	12
2-7 費用負担 .....	12
<b>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	13
3-1 想定されるサービスの水準・仕様 .....	13
3-2 リスク分担及びその考え方 .....	13
3-3 町による事業の実施状況の監視 .....	13
<b>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	15
4-1 施設の立地条件 .....	15
4-2 施設規模 .....	16
<b>5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	16
<b>6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項</b> .....	16
<b>7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	17
7-1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項 .....	17
7-2 財政上及び金融上の支援等に関する事項 .....	17
7-3 その他の支援に関する事項 .....	17
<b>8 その他特定事業の実施に関する必要事項</b> .....	17
8-1 議会の議決 .....	17
8-2 留意事項 .....	17
8-3 実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ .....	18

別紙 1	:	事業予定地位置図
別紙 2	:	契約形態
別紙 3	:	事業に係るリスク分担

## 用語の定義

---

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、(仮称)大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業で整備するリサイクル施設、可燃ごみ中継施設、選別保管施設をいう。
- (3) 「DBO方式」とは、公共が資金調達を負担し、Design (設計)、Build (施工)、Operate (運営)を一括して民間に委託する方式をいう。
- (4) 「本町」とは、大磯町をいう。
- (5) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された応募者及び特別目的会社をいう。
- (6) 「特別目的会社」とは、選定された応募者のうち構成員が株主として出資し、本事業の運営業務を目的として設立する会社であり、SPCともいう。
- (7) 「運営事業者」とは、本事業に係る特別目的会社であり、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- (8) 「工事請負事業者」とは、単独又は共同企業体により本施設の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (9) 「共同企業体」とは、本施設の設計・施工を目的として結成された特定建設工事共同企業体をいう。
- (10) 「応募者」とは、本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。
- (11) 「代表企業」とは、応募者のうち、本事業の応募手続きを行う等の代表的役割を果たす企業をいう。
- (12) 「構成企業」とは、応募者のうち、本町と基本協定及び基本契約を締結する企業をいう。
- (13) 「構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- (14) 「協力会社」とは、応募者のうち、特別目的会社には出資しないが業務の一部を工事請負事業者又は特別目的会社から直接請負・受託する企業をいう。

- (15)「運搬事業者」とは、本施設から発生する資源化物の運搬を担当する事業者をいう。
- (16)「地元企業」とは、本町管内に本店又は本社所在地を有する企業をいう。
- (17)「地元雇用」とは、本町管内在住者の雇用をいう。
- (18)「圧縮梱包品」とは、容器包装プラスチック及びペットボトルから異物を除去し、圧縮梱包処理した成型品をいう。
- (19)「資源物等」とは、選別保管施設において選別保管された品目をいう。
- (20)「募集要項」とは、本事業を実施する民間事業者の募集に際して配布する以下の書類等をいう。
- ・公募説明書
  - ・要求水準書
  - ・様式集
  - ・契約書（案）
  - ・優先交渉権者選定基準
  - ・(モニタリング基準)
- (21)「要求水準書」とは、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
- (22)「提案書類」とは、本事業の公募において、応募者が応募時に提出する技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書及び価格提案書をいう。
- (23)「実施設計図書」とは、提案図書に基づいた図面、計算書、要領書等をいう。
- (24)「事業者選定委員会」とは、本事業の審査を行う大磯町廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会をいう。
- (25)「基本協定」とは、本町と構成企業の間で締結される特別目的会社の設立及び本事業の準備行為に関する取扱い等に係る契約をいう。
- (26)「基本契約」とは、本町と構成企業及び特別目的会社の間で締結される事業者間の役割分担及び運営事業者の支援等に係る契約をいう。
- (27)「基本契約等」とは、本事業に係る基本協定及び基本契約の総称をいう。
- (28)「工事請負契約」とは、本町と工事請負事業者の間で締結される本事業に係る建設工事請負契約をいう。

- (29)「運営委託契約」とは、本町と特別目的会社の間で締結される本事業に係る運営業務委託契約をいう。
- (30)「運搬契約」とは、本町と運搬事業者及び特別目的会社の間で締結される本事業に係る運搬業務委託契約をいう。
- (31)「特定事業契約」とは、基本契約、工事請負契約、運営委託契約及び運搬契約の4つの契約の総称をいう。
- (32)「施設整備費」とは、本町が工事請負事業者に対して支払う本施設の設計・施工業務の対価のことをいう。
- (33)「運営委託費」とは、本町が運営事業者に対して支払う本施設の運営業務の対価のことをいう。
- (34)「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）をいう。
- (35)「政令」とは、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）をいう。
- (36)「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）をいう。
- (37)「交付金」とは、環境省 循環型社会形成推進交付金をいう。
- (38)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動等の自然的又は人為的な現象のうち、本町及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。
- (39)「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。

# 1 特定事業の選定に関する事項

---

## 1-1 事業内容

---

### 1-1-1 事業名称

(仮称) 大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業

### 1-1-2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### 1-1-3 公共施設等の管理者等

大磯町長 中崎 久雄

### 1-1-4 事業予定地

大磯町虫窪 53 番地

(事業予定地位置図を、別紙 1 「事業予定地位置図」に示す。)

### 1-1-5 事業の目的

本事業は、本施設的设计、施工、運営を行うものである。

DBO方式で本事業を実施することにより、民間事業者のノウハウを生かし、運営段階を見越したコストパフォーマンスの高い施設の整備と、長期間にわたり効率のよい運営を図り、もって循環型社会の形成を推進することを目的とする。

### 1-1-6 事業内容

- (1) 大磯町及び二宮町において排出されるペットボトル及び容器包装プラスチックの資源化を行う。
- (2) 大磯町において排出される可燃ごみ等を貯留し、一定容量をまとめて平塚市環境事業センターへ運搬する。
- (3) 大磯町において排出される容器包装プラスチック、ペットボトル、可燃ごみ、古紙・古布、剪定枝、ビン、廃食用油、空き缶類、不燃ごみ、金属類、粗大ごみ(家電4品目を含む)、有害ごみ等を選別・保管し、資源化を行う。

### 1-1-7 事業手法

本事業はDBO方式で実施するものとし、本町は本施設的设计・施工に係る資金を調達し、本施設を所有する。

なお、本施設の整備については交付金の対象事業とする。

工事請負事業者は、本町と工事請負契約を締結し、本施設的设计・施工業務を行う。

また、構成員は運営事業者となる特別目的会社を設立し、20年間にわたっての本施設の運営業務を行う。

#### 1-1-8 契約の形態

本町と民間事業者は、別紙2「契約形態」に示す契約を締結する。

- (1) 本町は、本事業に係る特別目的会社の設立及び準備行為に関する取扱い等について規定するために、構成企業と基本協定を締結する。
- (2) 本町は、本事業について民間事業者に設計・施工業務及び運營業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本契約を構成企業及び特別目的会社と締結する。
- (3) 本町は、基本契約等に基づき、工事請負事業者と工事請負契約を締結する。
- (4) 本町は、基本契約等に基づき、特別目的会社と運営委託契約を締結する。
- (5) 本町は、基本契約等に基づき、運搬事業者及び特別目的会社と、運搬契約を締結する。  
(三者契約)

#### 1-1-9 事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

- (1) 本施設の設計・施工期間：工事請負契約締結から平成30年3月末まで
- (2) 本施設の運営期間：平成30年4月から平成50年3月末までの20年間

#### 1-1-10 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

#### 1-1-11 事業スケジュール（予定）

本事業に関するスケジュールは、以下のとおりを予定している。

- |      |            |                 |
|------|------------|-----------------|
| (1)  | 実施方針の公表    | 平成27年5月         |
| (2)  | 特定事業の選定    | 平成27年8月         |
| (3)  | 募集要項の公表    | 平成27年8月         |
| (4)  | 提案書類の提出    | 平成27年10月        |
| (5)  | 優先交渉権者の決定  | 平成27年12月        |
| (6)  | 基本協定の締結    | 優先交渉権者の決定後速やかに  |
| (7)  | 特別目的会社の設立  | 優先交渉権者の決定後速やかに  |
| (8)  | 契約詳細の詰め    | 平成28年1月～平成28年2月 |
| (9)  | 特定事業契約の締結  | 平成28年2月         |
| (10) | 設計・施工着手    | 平成28年3月         |
| (11) | 本施設の竣工・引渡し | 平成30年3月末        |
| (12) | 供用開始（運営開始） | 平成30年4月1日       |
| (13) | 契約終了       | 平成50年3月         |

## 1-2 特定事業の選定

---

以下の考え方・手順に従い、PFI法に定められる手続に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

### 1-2-1 選定の考え方

以下を重視して、本事業を特定事業として選定する。

- (1) 民間事業者に支払う施設整備費及び運営委託費を含め、事業期間全体において本町が負担する費用の総額について価格要素評価を行い、本町が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- (2) 事業期間全体における責任分担及び公共サービスの水準について非価格要素評価を行い、本町が自ら実施する場合と比較してリスクの低減及び公共サービス等水準の維持・向上が見込めること。

### 1-2-2 選定手順

以下の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。

- (1) 価格要素評価の実施  
事業期間全体において本町が負担する支出総額の評価
- (2) 非価格要素評価の実施  
民間事業者に移転されるリスク及び公共サービス等水準についての評価
- (3) 特定事業の選定  
(1)及び(2)の評価に基づき本事業を特定事業として選定
- (4) 評価結果の公表  
評価の結果を本町ホームページにて公表

## 1-3 民間事業者が実施する業務の範囲

---

民間事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

なお、民間事業者は、事業期間を通じ、本町が行う行政手続等に対して協力することとする。

### 1-3-1 事前業務

民間事業者は、本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために、速やかに事業会社たる特別目的会社を適法に設立すること。

### 1-3-2 設計・施工業務

設計・施工業務は、本施設の整備に係る全ての設備及び工事に関わる設計、施工、施工管理等とする。

### 1-3-3 運營業務

運營業務は、以下のとおりとする。

(1) 運營業務の準備業務（事業実施計画書及び年度実施計画書の作成）

運營業務に係る事業実施計画書及び年度実施計画書を提出し、本町に確認を受けるものとする。

(2) 本施設の運營業務

本施設の運營業務は、以下のとおりとする。

1) 搬出入管理業務

本施設へ搬入される処理対象物の受入と可燃ごみ、圧縮梱包品及び資源物等の搬出に係る業務。

2) 受付・料金徴収代行業務

本施設に直接持ち込まれた処理対象物の受付及び廃棄物処理手数料等の徴収の代行業務。

3) 運転管理業務

運転及び日常点検等の本施設の運転に係る業務。

4) 維持管理業務

定期点検整備、部品等調達及び修繕等、本施設の維持管理に係る業務。

5) 平塚市環境事業センター等への搬出

本施設で積み替えた可燃ごみ、空き缶類、ビン、不燃ごみ、粗大ごみ、剪定枝等を各施設へ搬出する業務。

6) 搬出物の資源化及び適正処分

運営事業者は、本施設での処理によって発生する容器包装プラスチック、ペットボトルの圧縮梱包品及び保管された資源ごみ等の外部資源化または適正処分を行う業務。

7) その他運営に関わる業務

清掃業務、保安警備業務、施設見学者対応、環境衛生管理業務及び環境影響管理業務等の本施設の運営に係るその他全ての業務。

### 1-3-4 事業期間終了時の対応

民間事業者は、事業期間終了後においても本町又は本町が指定する第三者が本施設の運営を継続できるように、必要な対応を行うこととする。

### 1-3-5 地域経済への貢献

工事請負事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達の発注を行うこととする。また、運営に際しても地元雇用等への配慮を積極的に行うこととする。

## 1-4 町が実施する業務の範囲

---

本町が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

### 1-4-1 事前業務

- (1) 事業用地の確保
- (2) 設置届等の届出

### 1-4-2 本施設の設計・施工に係る業務

- (1) 交付金の申請等
- (2) 施設整備費の支払
- (3) 本事業の設計・施工状況のモニタリング
- (4) 住民対応（民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外）

### 1-4-3 本施設の運営に係る業務

- (1) 処理対象物の搬入
- (2) 圧縮梱包品及び資源物等の処理（本町所掌分）
- (3) 本事業の運営状況のモニタリング
- (4) 廃棄物処理手数料の収納
- (5) 住民対応（民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外）
- (6) 行政視察への対応
- (7) 運営委託費の支払

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

---

民間事業者の募集及び選定は、公平性及び透明性の確保、より優れた提案のための民間事業者における本町のニーズの理解促進、民間事業者の創意工夫を發揮した提案余地の確保等の観点から、公募型プロポーザルで行う。

民間事業者の選定は、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から本町が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

### 2-1 募集及び選定スケジュール（予定）

---

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

(1) 募集要項の公表	平成 27 年 8 月
(2) 募集要項に関する質疑回答	平成 27 年 8 月
(3) 資格審査の受付締切	平成 27 年 9 月
(4) 資格審査の結果の通知	平成 27 年 9 月
(5) 提案書類の提出	平成 27 年 10 月
(6) 基礎審査の実施	平成 27 年 10 月
(7) 非価格要素及び価格要素の審査	平成 27 年 12 月
(8) 総合評価の実施	平成 27 年 12 月
(9) 優先交渉権者の決定	平成 27 年 12 月
(10) 基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
(11) 特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(12) 契約詳細の詰め	平成 28 年 1 月～平成 28 年 2 月
(13) 特定事業契約の締結	平成 28 年 2 月

### 2-2 応募者の参加資格要件

---

応募者は、資格審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本町は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

#### 2-2-1 応募者の構成

- (1) 応募者は、構成企業及び協力会社から構成されるものとする。
- (2) 応募者は、以下の役割を果たす企業から構成されるものとする。
  - ・本施設の設計・施工を行う企業（共同事業体を含む）
  - ・本施設にプラントを納入する企業
  - ・本施設の運転を行う企業

- ・本施設の維持管理を行う企業
  - ・運搬を行う企業
- (3) 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
  - (4) 応募者は、本施設にプラントを納入する企業、本施設の運転を行う企業及び本施設の維持管理を行う企業を構成員として定めること。また、本施設からの発生物を運搬する企業を構成員又は構成企業として定めること。本施設的设计・施工を行う企業は、応募者の中に含まれていればよい。
  - (5) 運転を行う企業は、設計・施工を行う企業としても参画すること。
  - (6) 応募者は、応募に際して、構成企業及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
  - (7) 代表企業、構成企業及び協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本町が認めた場合は、この限りでない。
  - (8) 代表企業、構成企業及び協力会社のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業及び協力会社となることは認めない。  
 なお、本町が民間事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった応募者の協力会社が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
  - (9) 代表企業、構成企業のいずれかと、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
  - (10) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

## 2-2-2 応募者の参加資格要件

### (1) 共通の参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2) 政令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- 3) 指名停止の措置を受けている者(提案書類提出日までの間に指名停止となった者を含む。)でないこと。
- 4) 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。)でないこと。
- 5) 消費税及び地方消費税並びに本町と直接取引をする本店又は視点、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- 6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 7) 営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。
- 8) 以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。

本事業に関する本町のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業(復建調査設計株式会社及び渥美坂井法律事務所)

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式

を有し、又はその出資の100分の20以上の出資をしているか、若しくは当該企業の役員(取締役以上)を兼ねている者をいう。

- 9) 廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- 10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。

(2) 本施設の設計・施工を行う企業

応募者のうち、本施設の設計・施工を担当する企業(単体又は共同企業体の代表者)は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) かながわ電子入札共同システムを通して名簿に登録されているもので、清掃施設工事と同種の営業種目に登録がなされていること。但し、資格審査申請書の受付締切日時時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- 2) 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第3条第1項第2号に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- 3) 仮契約締結予定日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
- 4) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- 5) 本施設工事に関し、以下の条件を全て満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。(建設業法第7条第2項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。)
  - (a) 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
  - (b) 直接かつ連続して3か月以上の雇用関係を有する者
  - (c) 監理技術者については、清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者であること。なお、資格証の交付(更新を含む。)を平成16年3月1日以降に受けた者は、過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。
- 6) 本施設の設計・施工を行う企業が共同企業体の場合の代表者は、共同企業体を構成する企業の中心的役割を担う者で、その出資割合が最大であること。

(3) 本施設にプラントを納入する企業

応募者のうち、本施設にプラントを納入する企業、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) かながわ電子入札共同システムを通して名簿に登録されているもので、清掃施設工事に登録がなされていること。但し、資格審査申請書の受付締切日時時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参

加資格を有しているものとみなす。

- 2) 一般廃棄物処理施設のうち、圧縮梱包設備を有するリサイクル施設の建設実績があり、当該施設が資格審査申請時において延べ3年以上の稼働実績を有すること。

(4) 本施設の運転を行う企業

応募者のうち、本施設の運転業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 一般委託名簿のうち「その他の業務請負等委託」に登録されている者であること。但し、資格審査申請書の受付締切日時時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- 2) 一般廃棄物処理施設のうち、3年以上の稼働実績を有する圧縮梱包設備を含むリサイクル施設において、資格審査申請時において延べ1年以上の運転実績を有すること。
- 3) 本施設の運営に関し、2)に示す要件を満たした施設において、3年以上の経験を有する者を廃棄物処理施設技術管理者として専任で配置できること。

(5) 本施設の維持管理を行う企業

応募者のうち、本施設の維持管理業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 一般委託名簿のうち「その他の業務請負等委託」に登録されている者であること。但し、資格審査申請書の受付締切日時時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- 2) 一般廃棄物処理施設のうち、3年以上の稼働実績を有する圧縮梱包設備を含むリサイクル施設において、資格審査申請時において延べ1年以上の維持管理実績を有すること。

(6) 運搬を行う企業

応募者のうち、本施設から搬出する可燃ごみ及び資源物等を運搬する企業は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 一般委託名簿に登録されている者であること。但し、資格審査申請書の受付締切日時時点で名簿に登録がない事業者であっても、資格審査申請書の受付締切日において随時登録申請を行い、提案書類の提出の前日までに名簿に登録された事業者については参加資格を有しているものとみなす。
- 2) 資源化物を運搬するために必要な廃棄物処理法上の許可を有しており、資格審査申請書類受付締切日現在、当該許可に係る事業を営み3年以上経過している者であること。
- 3) 一般貨物自動車運送業の許可を有すること。但し、資格審査申請書の受付締切日時点において許可を有しない事業者であっても、提案書類の提出の前日までに許

可申請を行い、運営開始までに許可を有する蓋然性が高いと本町が判断した事業者については参加資格を有しているものとみなす。

## 2-3 民間事業者の審査及び決定

---

以下に従い、民間事業者を決定することとする。

### 2-3-1 事業者選定委員会の設置

本町は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって事業者選定委員会を設置する。

委員は、以下のとおりとする。(敬称略、順不同)

委員	藤井美文	(文教大学国際学部教授)
委員	宮脇健太郎	(明星大学理工学部教授)
委員	山口直也	(青山学院大学会計プロフェッション研究科准教授)
委員	橘川 清	(平塚市環境部長)
委員	岩崎俊一	(大磯町産業環境部長)
委員	筑紫裕門	(二宮町町民生活部長)

応募者が、優先交渉権者決定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

### 2-3-2 事業者選定基準

事業者選定の基準はおおむね以下のとおりを予定している。

なお、評価項目等の詳細は募集要項に示す。

#### (1) 非価格要素

- 1) 環境や周辺地域等への配慮
- 2) 安全で安心な施設整備と施設運営
- 3) 事業の経営・財務の安定性
- 4) 地域への貢献(環境教育と地域経済)

#### (2) 価格要素

- 1) 施設整備費
- 2) 運営委託費

### 2-3-3 選定方法

事業者の審査及び選定は、以下の手順で行う。各段階の審査に関しては、事業者選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、本町が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、本審査は応募者を匿名として行い、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

#### (1) 資格審査

本町は、応募者から提出された資格審査申請書類等により、「2-2-2 応募者の参加資格要件」に照らした資格審査を行う。

#### (2) 本審査

##### 1) 基礎審査

基礎審査は、応募者から提出された提案書類について、技術提案書が技術的観点から見て本町の要求する性能要件を満たしているものであること等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むこととする。

##### 2) 非価格要素審査及び価格要素審査

非価格要素審査では、応募者の提案内容について「2-3-2 事業者選定基準」に沿った審査及び評価を行う。

なお、審査及び評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。また、非価格要素審査の基準や審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

価格要素の審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

#### (3) 総合評価

総合評価では、非価格要素審査と価格要素審査に基づく総合的な評価を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

### 2-3-4 優先交渉権者の決定及び審査結果の公表

本町は、事業者選定委員会の報告を受けて優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、その結果を本町ホームページにて公表する。

## 2-4 応募に係る提出書類

---

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出する。

なお、その他提出書類の詳細については募集要項において示す。

#### 2-4-1 資格審査申請時の提出書類

- (1) 資格審査申請書類
- (2) 参加資格確認資料

#### 2-4-2 本審査時の提出書類

- (1) 技術提案書
- (2) 非価格要素提案書
- (3) 事業計画書
- (4) 価格提案書

### 2-5 優先交渉権者決定後の手続き

---

#### 2-5-1 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに特別目的会社を大磯町内に設立する。  
特別目的会社は、基本協定に示す要件を満たすこととする。

#### 2-5-2 契約詳細の詰め

本町と優先交渉権者は、特定事業契約締結のために契約詳細の詰めを行うものとする。

#### 2-5-3 交付金申請手続きへの協力

本施設は、交付金の対象施設である。優先交渉権者は、本町が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行うものとする。

### 2-6 提出書類の取扱い・著作権

---

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本町は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、本町に提出された資料は、大磯町情報公開条例などの法令に基づき、公開されることがある。

なお、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業者選定の目的以外には使用しないこととし返却はしない。

### 2-7 費用負担

---

応募申込みに係る経費は応募者の負担とする。

### 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

---

#### 3-1 想定されるサービスの水準・仕様

---

民間事業者は、募集要項等及び提案書類に基づく諸条件を踏まえ、事業期間にわたり、本施設の要求水準が満たせるよう、必要かつ適切な運営業務を行うものとする。また、事業期間終了後5年程度にわたり、大規模な機器の更新を生じさせないように運営期間における維持管理業務を行うものとする。

#### 3-2 リスク分担及びその考え方

---

##### 3-2-1 基本的な考え方

本事業に係るリスク回避及び防止に係る責任は原則として民間事業者が負うこととするが、民間事業者に帰責事由がない場合や不可抗力による場合等、当該リスクを民間事業者が負うことが不適當な場合には、本町が負うこととする。

##### 3-2-2 想定されるリスクの分担

本町と民間事業者のリスク分担は、原則として別紙3「事業に係るリスク分担」の表によるものとする。

#### 3-3 町による事業の実施状況の監視

---

##### 3-3-1 基本的な考え方

本町は、民間事業者による本施設の設計・施工業務及び運営業務の状況が要求水準及び提案書類を満たしていることを確認するため、事業実施状況の監視を行う。

##### 3-3-2 設計・施工業務の監視に関する考え方

本町は、工事請負事業者及び運営事業者と本施設の設計について協議を行い、設計・施工業務の監視を行う。

なお、本施設の設計・施工業務の監視により、設計・施工業務の実施状況や結果が、特定事業契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本町は、工事請負事業者に対して改善を要求することができるものとする。工事請負事業者は、これに対し必要な措置を講じるものとする。

##### 3-3-3 設計・施工業務の監視の方法

本町は、工事請負事業者による設計・施工業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、業務の監視を行う。

工事請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を本町に提出し、本町の確認を受けることとする。また、当該図書に基づき指定された図書及び本町が提出を要求した図書を本町へ提出し、これらの図書の本町による確認等を受けることとする。

工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗状況について、本町に定期的に報告し確認を受けることとする。

なお、本町は、必要に応じて、工事請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関わる計画書を本町に提出し、本町は、当該計画書を確認する。引渡性能試験は、本町の立会いのもとに性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、本町が認める計量証明機関が実施することとする。

#### 3-3-4 運營業務の監視に関する考え方

本町は、運営事業者と本施設の運営の方法について協議を行い、運営の状況を監視する。

なお、本施設が特定事業契約や要求水準書等で定められた運営状態を満たしていないと判断される場合には、本町は、運営事業者に対して改善を要求することができるものとする。運営事業者は、これに対し必要な措置を講じるものとする。

また、改善要求に対し改善が見られない場合は、委託費の減額等の措置を講ずる。

#### 3-3-5 運營業務の監視の方法

本町は、運営事業者による運營業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、業務の監視を行う。監視は、運営委託契約で定めた項目、頻度及び方法に従うとともに、本町と運営事業者で協議の上定めた方法等に従って行うものとし、必要に応じて本施設への立ち入りを行う。

監視に当たっては、本施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用いる。また、必要に応じて、本町は、自らの負担で本施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとする。その他、本町は、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

#### 3-3-6 事業期間終了時の考え方

本町は、事業期間終了前までに、事業期間終了後5年程度にわたる本施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業実施計画書の改訂並びに適切な維持管理を求めることができる。また、運営事業者は、事業期間終了時において、本施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能に係る確認検査並びに余寿命診断を実施した上で、15年程度先を見越した長寿命化計画を策定するものとし、本町はその結果を確認する。

なお、確認検査の内容は、引渡性能試験に準ずるものとする。

確認検査実施時に本施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合には、委託費の支払いを留保し、施設の改善・合格を条件に、留保した委託費を支払う。

余寿命診断の結果、事業期間終了後5年以内に通常の補修では対応できない補修が必要と判断される機器等があった場合には、事業期間終了までに必要な補修工事又は更新を実施するものとする。

また、運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の運営等に起因する性能未達が発生した場合には、自らの負担で修繕等必要な対応を行う。

## 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

---

### 4-1 施設の立地条件

---

#### 4-1-1 事業予定地

大磯町美化センター（神奈川県中郡大磯町虫窪 53）の敷地内の、旧ごみ処理施設等の解体跡地（約 3,889 m<sup>2</sup>）

#### 4-1-2 都市計画等に関する事項

- |          |           |
|----------|-----------|
| (1) 用途地域 | : 市街化調整区域 |
| (2) 防火地区 | : 指定なし    |
| (3) 高度地区 | : 指定なし    |
| (4) 建ぺい率 | : 50%以内   |
| (5) 容積率  | : 100%以内  |

#### 4-1-3 地形、地質等

##### (1) 地理条件

事業予定地は、JR 東海道本線「二宮駅」から北東へ約 2.5km 付近の丘陵地に位置し、標高は 40～50m 程度で、丘陵地に形成された小規模な谷部とその周囲の丘陵地を切り盛りして造成されている。

##### (2) 地質の状況

本町では昭和 62 年、平成 26 年に事業予定地において、4ヶ所のボーリング調査を実施している。調査結果については、要求水準書（案）添付資料 2「地質調査結果」を参照のこと。

##### (3) 考慮すべき既存施設

隣接する大磯町し尿処理施設は、本施設の工事期間中も稼動するため、搬出入車両の動線確保についてはし尿処理施設の運営に支障をきたすことがないよう留意すること。

#### 4-1-4 その他

事業予定地の周辺道路、敷地状況、周辺概要等については、募集要項において示す。

## 4-2 施設規模

---

リサイクル施設：ペットボトル処理能力2トン/日

容器包装プラスチック処理能力4トン/日

可燃ごみ中継施設：47トン/日

選別保管施設：提案による

## 5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

---

特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、本町と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

---

運営事業者は、本施設が供用開始された後、運営委託契約に規定される条件に基づいて、20年間の運営期間にわたり適切に施設の運営を継続する必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特に、運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本町は、運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、安定的な廃棄物処理に重大な遅延等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、本町は、運営事業者との運営委託契約を解除し、施設の運営にあたる新たな企業又は企業グループを選定することとする。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

---

### 7-1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

---

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は現時点ではない。

### 7-2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

---

民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等はない。  
なお、本施設の整備については、交付金の対象事業である。

### 7-3 その他の支援に関する事項

---

本事業の実施に必要な許認可に関し、本町は、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本町と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

## 8 その他特定事業の実施に関する必要事項

---

### 8-1 議会の議決

---

特定事業契約の締結に当たっては、大磯町議会の議決を得るものとする。

### 8-2 留意事項

---

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年4月14日法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に応募手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、本町は、当該応募者を応募手続きに参加させず又は応募手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。

なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。  
また、本町が必要と認めたときは、応募手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

## 8-3 実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ

---

### 8-3-1 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問の受付

実施方針に関する意見・質問がある場合は、別紙4「実施方針に関する意見・質問書」を電子メールで、以下のとおりに提出すること。

なお、電子メール以外での問い合わせには応じないので留意すること。

### 8-3-2 意見・質問書の提出先

「8-3-7 問い合わせ先」に提出する。

### 8-3-3 意見・質問書の提出期限

平成27年5月12日（火）午後5時まで

### 8-3-4 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問に対する回答は、本町のホームページにおいて公表する。

なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての意見・質問について回答するとは限らないものとする。

### 8-3-5 意見・質問に対する回答公表予定

平成27年5月下旬

### 8-3-6 実施方針の変更

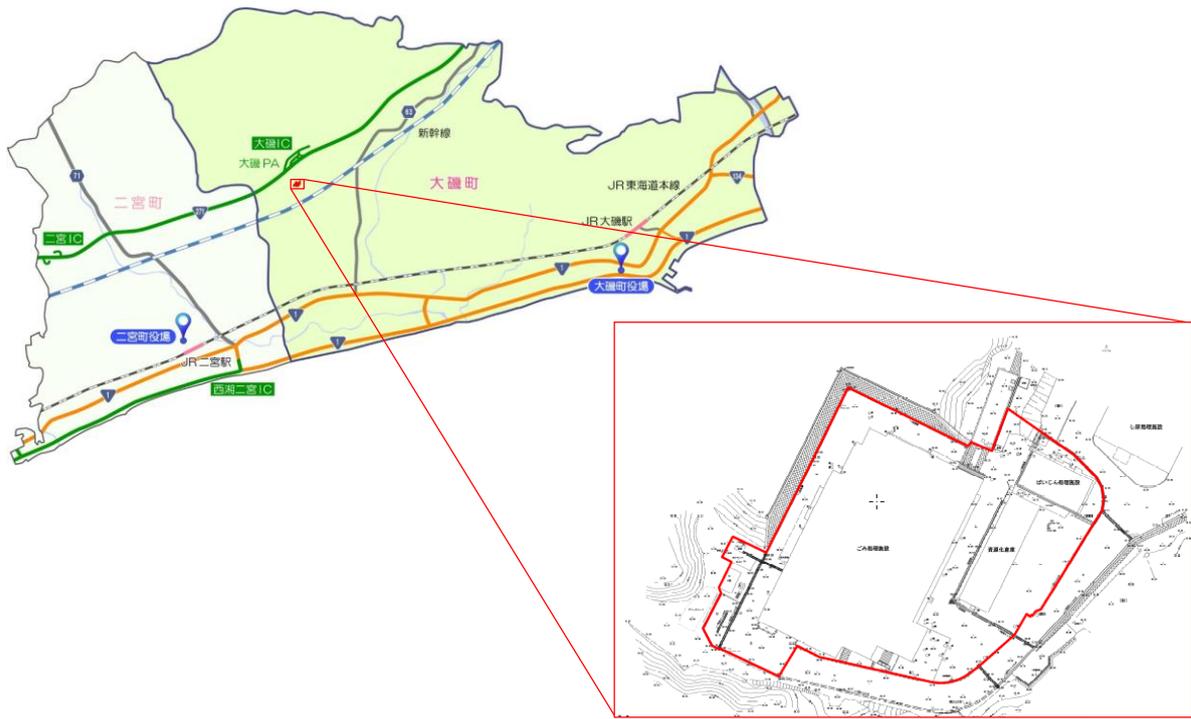
実施方針の公表後、意見・質問等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

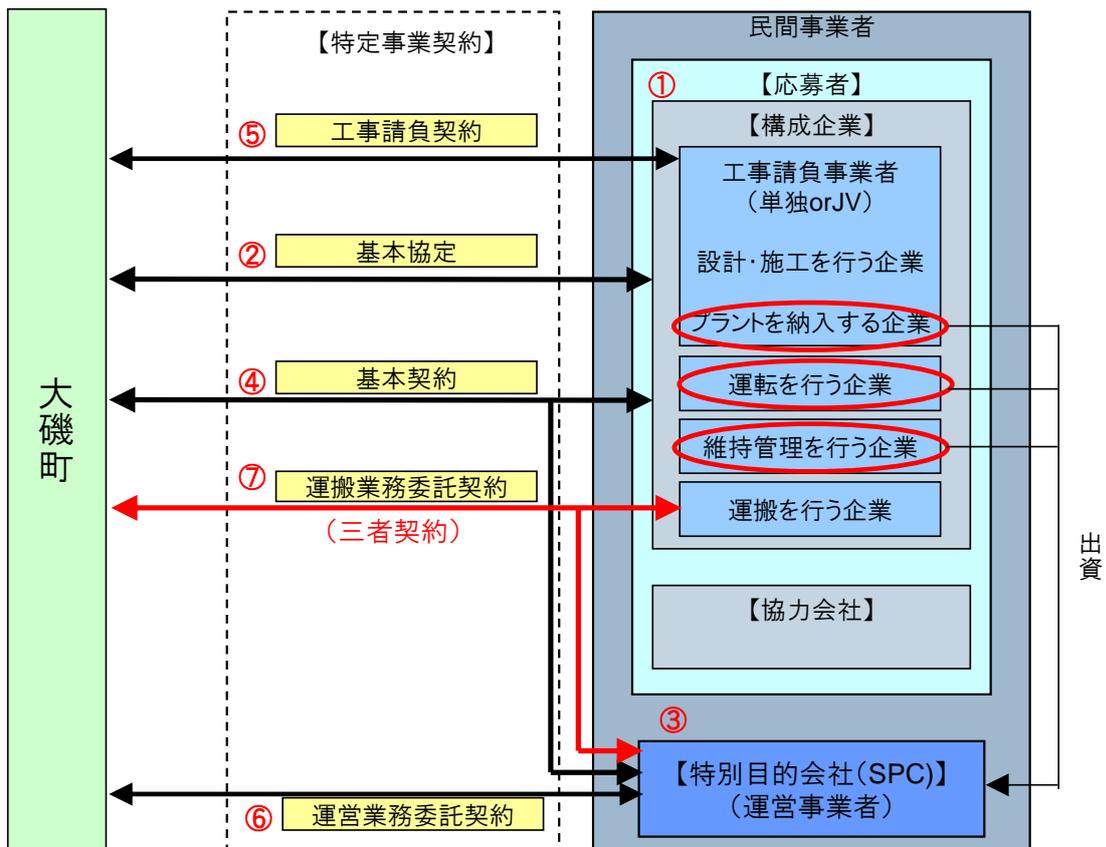
### 8-3-7 問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

担当部局	大磯町 産業環境部 環境課 廃棄物係
郵便番号	〒259-0103
住 所	神奈川県中郡大磯町虫窪 66 番地
電 話	0463-72-4438（直通）
F A X	0463-71-8467
電子メール	g-kouiki@town.oiso.kanagawa.jp

別紙1 : 事業予定地位置図





…構成員となることが必須の企業。その他の企業が構成員となることは妨げない。

- ①本事業への参画を希望する企業は、公告を受け、企業グループを結成し、公募に参加する。
- ②基本協定：優先交渉権者決定後、本町と当該グループの構成企業の連名により締結
- ③特別目的会社（SPC）の設立：基本協定に基づき、構成員の出資により設立
- ④基本契約：基本協定に基づき、本町、構成企業及びSPCの連名により締結
- ⑤工事請負契約：基本契約に基づき、本町と工事請負事業者（単体または共同企業体）間で締結
- ⑥運営業務委託契約：基本契約に基づき、本町とSPC間で締結
- ⑦運搬業務委託契約：基本契約に基づき、本町と各々の民間事業者間で締結

別紙 3 : 事業に係るリスク分担

事業に係るリスク分担 (案)

期 間	リスク項目	内 容	分 担	
			町	民間事業者
全期間	制度・法令変更	本件事業に係る関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		本件事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等に係るリスク		○
	税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)		○
		上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる操業中止、コスト増大リスク	○	
	許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		町が取得すべき許認可の遅延リスク	○	
	交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
	物価変動	インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
	環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
	資金調達	民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
		町において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		上記以外の発注者の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク	○	
	不可抗力※	不可抗力により生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等が生じるリスク	○	(○)
	債務不履行	民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		○
町の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		○		

※不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち町及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味する。

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク

期 間	リスク項目	概 要	分担	
			町	民間事業者
計画段階	測量・調査	民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
		町が実施した地形・地質等現地調査に関する情報提供に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計	民間事業者の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
		町の提示条件、指示に関する瑕疵、町の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		○
		町の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク（解体工事の遅延等）	○	
施工段階	用地	公募資料などから予見できない、事業用地の土壌汚染・埋蔵物、既存建屋の瑕疵による費用の増加	○	
	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
		町の指示等の町の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
		町の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
	工事中の事故	民間事業者側の事由により調査、工事に係る事故が発生した場合		○
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、要求水準書で規定した性能事項未達によるコスト増大、遅延リスク		○
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	
運営段階	ごみ量	ごみ量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク	○	(○)
	性状	ごみに危険物等が入っていた場合の選別リスク		○
		ごみに危険物が入っていた場合の危険物の処理リスク	○	
		ごみが要求水準書、契約書等で規定したものと乖離していた場合のコスト変動リスク	○	
	資源化物	民間事業者の所掌となっている副生成物の利活用に関するリスク		○
		町の所掌となっている副生成物の利活用に関するリスク	○	
		民間事業者の所掌となっている副生成物の利活用に係る単価の変動リスク		○
	性能未達	施設が要求水準の達成に不適な場合、施工不良で改修が必要となった場合のコスト増大リスクと外部への処理委託リスク		○
	施設管理の瑕疵	運営期間中における施設管理の瑕疵に係るリスク		○
	運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		搬入物に処理不可能物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク	○	(○)
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
	ユーティリティの不備	ユーティリティの事故・故障による経費増大、運転停止リスク		○
	技術革新	陳腐化による変更コスト、新技術採用に係るコスト		○
施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○	
	施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大リスク		○	

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク